

令和 7 年度 第 2 回

藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2025 年（令和 7 年） 7 月 17 日（木）

藤沢市環境部環境総務課

午後 2 時 00 分 開会

1 第 2 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会

○戸塚参事 定刻となりましたので、ただいまから第 2 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めます環境総務課の戸塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、20 名で組織しており、同条例の規則により、本審議会の開催要件は、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は出席が 13 名となっておりますので、審議会の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

また、本日は 7 人の委員の方がご欠席されておりますが、2 人を除いて委任状が提出されております。ご本人にかわって会長が議決権を行使いたしますので、ご承知おきください。

なお、本日、傍聴をご希望されている方がいないことをあわせてご報告いたします。

また、この審議会の会議録につきましては、藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づきまして閲覧に供されますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

続いて、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日お机の上に置かせていただきました当日配布資料を確認させていただきます。本日配布の資料は 3 点でございます。1 点目が次第、2 点目が本日の座席表、3 点目が名簿、名簿の裏面が職員の名簿になっております。

続いて、事前に郵送しております資料の確認をさせていただきます。6 点ございます。1 点目が「藤沢市災害廃棄物処理計画改定（案）について（改定のポイント）」、2 点目が「資料 1 藤沢市災害廃棄物処理計画改定について（1 次素案）」、3 点目が「資料 2 藤沢市災害廃棄物処理計画改定（1 次素案）新旧対照表」、4 点目が「資料 3 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインによる確認（1 次素案）」、5 点目が「資料 4 災害廃棄物発生量の推計について」、最後に 6 点目、参考資料として「藤沢市災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月策定）」、現行計画となっております。

以上が事前に郵送したのになります。過不足等ございますでしょうか。ーよろしいでしょうか。

それでは、今回の審議会から災害廃棄物処理計画の改定の審議に入ります。計画改定の業務受託業者である国際航業株式会社の担当者が本日同席しておりますので、ご承知おきください。私からご紹介いたします。今お二人いらっしやいまして、管理技術者の森田様、担当の鎌田様でございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

条例規則によりまして、審議会の議長には会長が当たることになっておりますので、ここで横田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。横田会長、よろしくお願いいたします。

(1) 副会長の選出

○横田会長 議題（1）としまして、「副会長の選出」でございます。

第1回審議会において、会長並びに副会長の選出方法につきましては、事務局一任とご決定いただいております、副会長の選出につきましては、本日の審議会で事務局からご提案をいただくことになっておりました。

副会長の選出について事務局からの発言を求めます。

○戸塚参事 副会長の事務局案といたしましては、これまでの審議会において長く委員をお務めいただき、また化学工学、プラスチック素材に造詣の深い湘南工科大学の野中委員をご提案いたします。よろしくお願いいたします。

○横田会長 ただいま事務局から副会長には野中委員のご提案がございました。皆さん、いかがでしょうか。

〔拍手起こる〕

○横田会長 ありがとうございます。それでは、第17期審議会の副会長に野中委員を選出することに決定いたしました。

なお、野中委員は本日ご欠席のため、就任のご挨拶は第3回の審議会においてお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題（1）「副会長の選出」は以上となります。

(2) 藤沢市災害廃棄物処理計画改定（1次素案）について

○横田会長 次に、議題（2）に移ります。「藤沢市災害廃棄物処理計画改定（1次素案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 環境総務課の菊地と申します。よろしくお願いいたします。私から、藤沢市災害廃棄物処理計画の一次素案について、ご説明させていただきます。

まず、お配りさせていただいております資料をご覧くださいければと思います。繰り返しになってしまうかもしれないのですが、なぜ災害廃棄物処理計画を改定するのかというところを3つご説明させていただければと思っております。

初めに、第1回でもご説明させていただいたのですが、この計画は4章で構成されるものになるということを予定しているということで聞いていただければと思います。

まず、改定のポイントの1つ目ですが、災害廃棄物発生量の推計式が改正されたということがございます。こちらは処理すべき災害廃棄物の規模感を得るとともに、一定の目標期間内に処理を完了するために必要であるもの、また、必要とされる仮置場候補地の面積の算定に当たっての基礎的な情報として活用する重要なものになりまして、計画ですと、第3章以降に関係してくる内容になります。

2つ目は、環境部が組織改正したというところがございます。災害発生時に適正及び迅速な処理を行うために組織改正に伴う体制の見直しをすることが重要になりまして、こちらは今日審議をしていただく第2章で関係してくる内容になります。

最後に3つ目ですが、神奈川県計画改定や地震被害想定調査の見直しがなされたということがございます。こちらは国の指針にも書いてありますが、神奈川県計画と整合を図る必要があることや、令和7年3月に地震被害想定調査が見直しされまして、災害廃棄物発生量の基準となる建物被害棟数が変わりました。こちらも計画の第2章以降で関係してくる内容となります。

また、資料の左下のところに記載させていただいていますが、本日の審議会で皆様にご審議いただく内容としましては、まず、第1章と第2章になります。こちらの中で主に審議をしていただきたいところは、対象とする想定地震、また災害対応時の組織体制、二次素案のところを出させていただき予定の第3章以降に向けて、災害廃棄物発生量の推計を頭出しさせていただきます。本日はそちらを主に審議いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、資料1「藤沢市災害廃棄物処理計画（一次素案）」をご覧ください。計画をおめくりいただきますと、「目次（案）」がございます。今回の計画改定案の構成を記載しております。第1章から第4章までの4章仕立てとなっておりますが、こちらは全体を通しまして、また変更する可能性がありますので、今はこのような形で考えていますというところでご理解いただければと考えております。

続きまして、今おめくりいただいている資料1の計画の改定案と、資料2、皆様にA3でお配りしているものがあるのですが、そちらをあわせてご覧いただければと思います。

まず、資料2ですが、先ほどご説明がありましたように新旧対照表となっております。上のところに青色で書いてあるのが現行の計画に記載しているものです。現行計画についての説明は割愛させていただきますが、皆様に事前資料としてお配りさせていただいておりますので、もしお持ちでしたら、そちらも一緒に見ながらご確認いただければと思います。真ん中の黄色が、今回の計画の改定案で修正したところを書いてあるものです。一番右の緑色の欄が、修正した内容が書いてあります。この資料でご説明させていただければと思います。

まず、左上に「N0.」と書いてあるところの1番ですが、第1章「基本的事項」、第1節「計画策定の趣旨」です。計画改定案ですと、1ページになります。こちらは文言の整理をしておりますが、

平成 30 年に現行計画を策定してから 5 年以上経過しておりますので、その間に改定された国の指針や新しく策定されたガイドラインなどについても記載を追加しているものです。

続きまして、NO. 2、改定計画案ですと、3 ページの 1 行目です。第 1 章「基本的事項」、第 2 節「災害廃棄物処理の基本的事項」の項目になります。「対象とする災害」につきまして、現行計画では「地震災害、水害及びその他自然災害」という記載になっているのですが、今回は「地震災害及び風水害等」に修正しております。藤沢市の地域防災計画の構成にあわせて、地震災害と風水害等を対象とするといった記載に修正しておりますけれども、災害の内容につきましては、従来と変更はないです。

続きまして、NO. 3 です。改定計画ですと、6 ページになります。火山災害について、コラムとして内容を追加したものになります。こちらも市の防災計画に箱根山及び富士山の噴火に伴う火山災害が記載されております。火山灰は廃棄物処理法上では廃棄物には該当しませんが、コラムとして情報を掲載させていただいております。

続きまして、NO. 4、改定計画ですと、8 ページの 1 行目です。6 「処理期間」、現行の計画ですと、「発災から 3 年を目標に処理」と書いてありますけれども、改定の計画案では、「可能な限り早期の処理を目指す」に修正しております。この内容としましては、国の災害廃棄物対策指針に「可能な限り早期の処理を目指す」ということが基本方針として掲げられておりますので、そのような記載に修正させていただいております。

続きまして、NO. 5、改定計画ですと、9 ページから 15 ページまでですが、第 1 章「基本的事項」、第 3 節「被害想定」になります。現行計画では、「地震災害」の想定は「大正型関東地震」で、「水害及びその他自然災害」については特に記載がありませんでしたが、今回の改定計画案では、「地震災害」は前回同様に「大正型関東地震」とし、「参考地震（津波災害）」としまして、「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を掲載しております。また、「風水害等」につきましては、川の洪水や相模湾の沿岸における高潮の関係を記載させていただいております。

修正の理由としましては、地震災害（津波災害）については発生確率が低いので、神奈川県の記事も同様に「参考地震」として掲載されているのですが、市の防災計画で想定津波としている相模トラフの概要がありますので、同様に「津波災害」として記載するものにしております。地震災害については、現行計画と変更はございません。

水害につきましても、市の防災計画に基づく水害を想定しております。ただ、こちらは建物被害棟数が想定されていないので、発生量の推計はできないのですが、第 3 章以降に、過去に本市で被害を与えた台風の建物被害棟数の実績がございますので、そちらに基づいた発生量の推計を参考値としてコラムで掲載することを検討しているところでございます。

続きまして、第 2 章です。改定計画案ですと、16 ページになります。第 2 章「組織及び協力支援

体制」、第1節「災害発生時の組織体制」です。現行計画では、「組織体制及び業務内容」のところに、3班9担当体制で災害廃棄物処理に対応しますという記載をしていたのですが、改定計画では、7班8担当体制で対応するという形に変えております。

N0.6からN0.9までが同じような形で各担当の業務スケジュールなどを追加しておりますが、こちらは環境部の組織改正に伴いまして体制を見直し、各担当の業務内容を細分化したのになりますので、担当の内容が少し増えているような形になります。ただ、こちらも全体の構成を考慮しまして、体制とかスケジュールは今後も精査していく予定であり、現段階でお示しさせていただくのがこのスケジュール案でしたり、この業務内容になりますので、ご了承いただければと思います。

N0.10、改定計画案ですと、22ページです。支援のところになりますが、「ウ 人材バンク」を追加しております。この人材バンクですが、令和2年度に環境省が災害廃棄物処理支援員制度を立ち上げまして、災害廃棄物の処理を経験した職員を支援員として登録して、平常時や災害時に活用するための制度がございますので、そちらの記載を追加したのになります。

最後、32ページです。表2-14「業界団体等との支援協定（藤沢市）」というのがありますが、その中にDOWAエコシステム株式会社との「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」について追加をさせていただきました。県外において複数の処理ルートを持っているDOWAエコシステム株式会社と湘南地域県政総合センターの管内市町村の間におきまして、災害時に迅速な処理ができるように2019年3月に協定を結びましたので、記載を追加しております。

新旧対照表については以上です。現行の計画から文言の整理などもしているのですが、今回は細かいところは皆様にお伝えするという形にはなっておりません。今日は主な変更点のみご説明させていただいております。

続いて、資料3をご覧ください。「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインによる確認（1次素案）」です。第1回審議会のときに、現行計画がこのガイドラインの内容に合致しているかどうかというところと、足りないところはここなので、改定計画のときに反映していきますというご説明をさせていただいていたかと思います。今回、第1章と第2章を作成したところなので、それがこのガイドラインの点検項目に合致しているのかを確認したのになります。

一つ一つご説明するのは時間がないので、内容をご確認いただければと思うのですが、基本的には今回の1章、2章に書かなければいけないもの、また、実効性を向上させるために確認が必要なものについては確認・記載しているという内容になります。灰色で「第3章以降」と書いてあるものにつきましては、二次素案で出させていただく内容になりますので、二次素案を出す際に、反映されているかという確認をさせていただければと考えております。

最後に、資料4をご覧ください。こちらA3でお配りさせていただいているもので、左側は現行計画、真ん中が改定計画の案、右側が理由となっております。

災害廃棄物の発生量を今回出させていただく理由は、二次素案のところで、発生量の推計量に応じて仮置場をどのように用意していくのか等、そういった算定に反映していく必要がございますので、ここでまず発生量の推計の考え方などについて頭出しをさせていただくという形になります。この考えに基づいて、第3章、第4章を作成していきます。

少し見難いのですが、一番上の1「地震災害」の想定は「大正型関東地震」となっておりまして、市の防災計画と整合を図っているものになります。

左側の表1-1「現行計画」の下から3番目が、現行計画で記載している災害廃棄物の発生量の推計になります。現行計画では、大正型関東地震で約630万トンの災害廃棄物が発生するという推計になっております。今回の改定計画案は、表1-2の下から3番目に書いてありますが、約380万トンになる予定です。現行計画の約6割の量に減ります。

その理由についてです。一番最初にお伝えさせていただきましたが、建物被害棟数の調査が神奈川県で見直しされておりました。現行計画は、平成27年3月に公表された建物被害棟数に基づく建物被害とそこから算出した災害廃棄物の発生量になっているのですが、改定計画では、令和7年3月に公表された神奈川県の報告に基づく建物被害棟数で計算をしております。被害棟数が減少している理由としては、主に住宅の耐震改修の進展によるものと考えております。

津波堆積物につきましては、現行計画の表1-1の下(2)に書いてあるのですが、大正型関東地震における想定浸水面積が、当時は示されていなかったのですが、改定計画案作成時には示されましたので、その数字で算出すると、津波堆積物の推計量が減ったという形になります。

建物被害棟数による災害廃棄物の発生量の差はどのくらいなのかを見てみますと、右側の「理由等」のところに書いてあるのですが、現行計画の表1-1にあります被害棟数に、新しくできた推計式を掛けると、約503万トンの災害廃棄物が発生するという計算になりますが、改定計画の表1-2にある被害棟数に新しい推計式を掛けると、約367万トンになります。災害廃棄物量を、新しい推計式で算出すると、被害棟数の違いだけで、まず約136万トンが減少するという内容になっております。

2段落目の「発生量の推計方法」です。現行計画では、国の災害廃棄物対策指針、平成26年に策定されたもので推計しておりますが、改定計画では、令和5年4月に改定された推計式を採用しております。新しく改定された推計式では、「被害棟数」が災害規模の基準となっております、「地震、水害等の災害の種類別」に「災害廃棄物全体量」と「片付ごみ」を把握する推計式になっております。推計式の違いによる災害廃棄物の発生量の差を比べてみますと、現行計画の表1-1の被害棟数に旧推計式を掛けたものと、現行計画の表1-1の被害棟数に新しい推計式で計算したものを比較すると、約104万トンの違いが出てくるということで、先ほどの建物被害棟数による減少のほかに、推計式による減少というのもあります。

最後に、「津波浸水面積の想定」です。大正型の想定地震における津波浸水面積は、先ほど申し上げましたとおり、現行計画では被害想定がなかったので、「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」の津波浸水面積を用いて最大の量で推計をしておりました。今回、令和7年3月公表の県報告においては、大正型関東地震の浸水面積が示されましたので、そちらで新たに推計をしたものになります。

浸水面積の違いによる津波堆積物の発生量の差としましても、約7万トンの減となっておりますので、先ほどの現行計画の6割の量になったというのは、建物被害棟数の見直しによる被害棟数の減少、それから推計式の精度が上がったことによる減少、それと浸水面積が変わったことによる減少といった形で、現行計画の6割の災害廃棄物発生量となる推計結果になりました。

2つ目は、「参考地震災害」です。現行計画では、都心南部直下地震にしております。都心南部直下地震は、災害廃棄物の発生量の想定が約34万トンとなっております。現行計画で採用しているのは、国が防災対策の主眼を置く地震としておりますので、発生量からすると、県内全域に大きな被害が発生する大正型を想定しておくことで対応できると考えておりますが、発生確率としては高いということで、恐らく現行の計画では都心南部直下地震を載せていたのではないかと考えております。想定発生量からすると少ないので、大正型関東地震を想定していくことで対応できると考えております。

今回の改定計画におきましては、先ほども申し上げましたが、市の防災計画で津波災害として想定しているのが相模トラフ沿いの海溝型地震ですので、そちらをあわせて参考地震として掲載させていただきたいと考えております。

最後に、裏面で、「風水害等」になります。風水害のところは、現行計画では記載がなく、コラムで過去の水害からの発生量の試算をした数値を掲載しておりますが、今回は台風18号（平成26年10月）と台風19号（令和元年10月）が直撃をしていて、建物被害棟数等も出ておりますので、この実績に基づいた災害廃棄物の発生量を推計しまして、第3章以降にコラムに掲載することを考えております。

3ページ目以降に載せている参考資料につきましては、今ご説明させていただきました災害廃棄物発生量の計算式等の根拠になります。こちらのご説明は割愛させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等がありますか。内容がちょっと複雑で、皆さんわかりにくかったかもしれませんが、何かわかりにくいところがあれば、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。

○北野委員 北野と申します。よろしくお願いいたします。

ちょっと目を通していただいて、第1章で質問させていただきたいことが2点ほどあります。

第1章の第1節で目的というところがあります。こちらは前回の計画から藤沢市防災会議の中で市防災計画と連動するみたいな形で目的として書かれているので、それが次のページの「本計画の位置づけ」で、地域防災計画の中の藤沢市災害廃棄物処理計画という位置づけに明確になったという理解でよろしいのでしょうかというところと、市防災計画の下ですよということをもう少し明確にしたほうがいいのかという意見が1つ目です。

2点目が、次の3ページの第2節で、「対象とする廃棄物」と書いてあるのですけれども、では、対象とならないものは何ですかという素朴な質問と、現行計画の貴重品に関する取り扱いをなくしてしまった理由を教えてください。

3つになるのか。この3点お願いいたします。

○横田会長 ただいまの3点につきまして、事務局から何かお考えがありましたらお答えください。

○菊地課長補佐 ご質問ありがとうございます。3点いただきましたので、1つずつ。

まず、地域防災計画の下に位置するのかということですが、地域防災計画は上位計画となっております。まして、地域防災計画の中にも災害廃棄物の内容が位置づけられており、その個別計画が今皆様にご審議いただいている災害廃棄物処理計画になります。なので、地域防災計画の中でも災害廃棄物処理計画については、今ご審議いただいているこの計画の内容を記載していますので、そこを見てくださというものになっております。

2つ目のところの対象とする廃棄物。貴重品のところですかね。

○北野委員 対象外のものがあるのかという質問です。

○菊地課長補佐 環境省で対象とする廃棄物についてはここに書いてあるものになります。例えば先ほど少しコラムで載せさせていただいた火山灰とか、あとは土砂といったものについては、対象とする廃棄物にはならないです。

最後に、貴重品のところが入っていたのに今回抜けているのはなぜかというご質問があったかと思えます。貴重品のところは、第3章・第4章のほうに章をずらして載せようと考えておりますので、なくなってしまっているように見えるのですけれども、次の二次素案のときに第3章・第4章のところで出す予定で考えております。

○藤原委員 藤原です。お世話になっております。

16ページの「組織及び協力支援体制」で、変わられたということですが、タイムスケジュール的なものもついていて、すごくいいかなと思いますし、担当の細かい作業とかも表示されていいと思うのですけれども、毎年、職員の方が変わられていく。その中で、年度初めのときに、「あなたは何係」、「あなたは何係」という形で個別にきちっと指定して、ご本人もちゃんと理解できていて、それらの研修も受けられていて、例えば4月に組織改正したところで、5月に大地震が来たとき、

すぐに動けるのかということも考えると、例えば半分は残るようにするような人事異動とか、そういうのもある程度考えながら、早めの研修等も備えていただいて、すぐに行動できるようにしていただくのがいいのかなと思います。

それと同時に、市民センターの職員で何もわからない方が多くございまして、毎年変わられているので、知らないうちに1年が終わってしまうような状態のところもあると思います。市民センターの職員への研修なり、対応なり、また周知していくことができなければ、その下で動いている私も市民たちは、何もわからない状態になってしまいますので、まず、そこを変えたと同時に、きちっとしていただければなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○横田会長 ただいまの質問は人事異動が早いことがあって、そのあたりどうお考えなのか。

○戸塚参事 ありがとうございます。今ご指摘いただいた職員の入れ替えということで、災害廃棄物に限らず、防災という視点かと思います。

藤原委員おっしゃるとおり、職員の人事異動ということで、異動者は部署によりその比率は異なってくるのですが、現実問題として、人の入れ替えによって、引継ぎも含めて、そういったものが、防災に限らずですが、市民サービス、業務において、円滑にできていないところは確かに一部あるかとは思いますが。

そういったことがないように、市としても引継ぎとか研修は今、十分やっているところですが、実際問題、市民の方がそのように受けとめておられるということは重く受けとめまして、引き続き漏れがなく、遅れがないように進めていきます。これは環境部局だけの話ではなく、全庁的な課題として捉えておりますので、そういった影響が少なくなるような形で進めていければと考えております。

こういったことは今回の改正もありますので、この後の話になりますけれども、今年度この計画の改定に合わせて、職員用のマニュアルといったものもまた策定して、あわせて研修とか実地訓練もやっていく予定でございますので、市民の皆さんに影響がないような形で進めたいと思います。よろしく願いいたします。

○森主幹 防災政策課の森と申します。

今お話しいたきました防災訓練というお話もありましたが、防災安全部の職員についても、各地区で行われている防災訓練には一緒に参加をさせていただいております。また、各地区からお話等いただきまして、各地区でそういった災害に関する勉強会等もやっておりますので、そこは市民センターの職員を含めて、防災に関することについては引き続き普及啓発していきたいと思っております。

○藤原委員 ありがとうございます。あともう一点よろしいでしょうか。

21 ページの「発災時の初動・応急対応（初期対応）」のところですか。前回のときも仮置場につい

でお話しさせていただいて、私は知らなかったもので、その後、5カ所を教えていただきました。それが全部北部になります。私どもは片瀬、江の島を含めまして一番の南側になるのですが、南側には仮置場がないということです。一次仮置場はここですよという市からのご案内があるまでは、とにかく自宅の敷地内にごみを置いておくようにということなのですが、勝手に仮置場をつくられる前に、やはり一次仮置場も、一応ここになりそうだよという候補の表明はとれないのでしょうか。

どうしても南側からは仮置場まではとても行けないと思いますので、「とりあえずここになるよ。ただし、発災後は、現地に行って確認をとってからの発表になります」としておけば、勝手な仮置場は、なくならないにしても、数は少なくなるのではないかと思います。どこに置けるかわからないというのが、待っている身にとっては一番イライラしますので、ある程度わかっているほうが推測できるかな。

それとあと、仮置場の発表も、できれば発災後、2～3日とか、3日、4日ぐらいかなというふうにある程度の目標日数を言っていただくといいのではないかな。市民の人たちは、すごくせっかちなので、すぐどこかに置きたがるし、まだかまだかというのがあるので、ある程度の目標みたいに2～3日お待ちくださいというようなことを発表していただけるといいのかなと思いますが、どうでしょうか。

○菊地課長補佐 今2点ご質問があったかと思います。

まず1つ目、いつときの仮置場の件ですが、藤原委員がおっしゃられたように、勝手に仮置場ができてしまうと、緊急車両が通れなかったり、分別せずに出されてしまうことによって、害虫とか、火災の危険性があるということで、確かにいつときの仮置場を事前に出せていれば、そういったこともあまりないと思います。

ただ、仮置場となると、近隣住民の方の同意が必要になるとか、あとは、いつときの仮置場から一次仮置場に持っていくために、大きい車両を使ったりするので、車両の通る車幅とか、そういったことを考えなければいけないところもあります。この段階でいつときの仮置場の一覧はこれですと出してしまうと、中には嫌がられる方もいらっしゃるもので、もちろん環境部の中では、そういったリストをつくって空地の関係は都度確認させていただくのですけれども、計画の中にいつとき仮置場はここですよというのを出すのは難しいと考えております。

2つ目の、仮置場ができるまでの日程はどのくらいなのかという目安です。今ほかの能登震災とかでも出ていましたが、一番早くてもやはり1週間程度はかかってしまいます。理由としましては、まずは職員の参集状況とか安否の確認、また、委託の関係の確認とか、収集体制の確認、また、処理施設の被害状況の確認、どうしても最初の1日目、24時間までは、そういったことにかかってしまいます。そこから防災のほうに入ってきた被害情報を収集して、発生量の推計を立てて、必要な仮置場の面積を出すという形になりますので、仮置場の確保は、最短でも3日以降で、その確保を

したところから、仮置場の設置等をしていくには、やはり1週間程度は必要になってしまうかなというところですよ。

その間、では全部出せないのかとなると、生活というのは災害が起きても続きますので、例えば生ごみとか腐敗してしまうものは、優先的に収集しますということではできるかもしれないのですが、それをやるにも、やはり24時間は施設の被害状況や収集体制がとれるかという確認をとる時間は、市のほうにも必要ですので、今のところ仮置場の設置となると、1週間程度を想定していただくような形になるかと思います。

○横田会長 私もそのことについて申し上げたいのは、藤沢市の特徴ですが、南北に長いんですね。どうしても海岸に近いほうは人口密度が高いんだと思います。このような天気の異常性が頻繁に起こるとなると、いざとなったら、やはり仮置場は、学校の運動場とか、ああいうところしかないと思うのです。ですから、学校の運動場もそういう場合に使わせてもらえるよう、仮置場の候補地を教育分野の方と協議しておいてもらう必要があるのではないかと思います。

○菊地課長補佐 仮置場の選定に関しても、指針のほうで幾つかクリアしなければいけない項目が出ております。今おっしゃっていただいた学校は校庭が広いので、仮置場として設定できれば一番いいのですが、やはり置いてしまった後の土壌関係の処理とか、まずは避難所として設置されているので、自衛隊とか、炊き出しをするとか、そういうものに優先して使われてしまいます。皆さんが避難をするための場所としての使い方が優先されてしまうので、学校の校庭を仮置場として使うのは、現状なかなか難しいというところですよ。

○横田会長 ほかにあればいいのですが、どうもほかにないのではないかと私は思うのです。

○菊地課長補佐 現在、藤沢市も最終処分場の跡地は、そういったところだということで近隣の方とも調整ができておりますし、広いところになります。確かにおっしゃるように南側にはないので、発災時には南側の方も持ってこられる場所を設定しなければいけません。各部署にかけ合って、「災害時にはここを使えますか」ということを当然やっちはいるのですが、やはり皆さんに災害時も使う予定があると言われてしまう。どうしても優先順位ではごみは最後になってしまうので、そこは環境部としても色々な部署とお話をして確保に努めてまいりたいと考えております。

○横田会長 わかりました。非常に難しい問題ですので、ここはよくよく詰めておく必要があると思います。

○橋詰委員 今まで出てきた話で尽きていると言えば尽きているのですが、見ていると、やはり第3章以降、次回以降に出されるところが一番の中心なのだろうと思うので、そこを見てからということになるのですが、廃棄物処理計画の性格は何か、読者は誰かということを考えるんですよ。そうすると、私は読者は恐らく皆さんだと思うのです。要は環境部ないしは災害のときに環境部に臨時的に配属される人たちが主な読者だと思います。というか、もうちょっと言うと、そういう人た

ちが事前に勉強しておく材料だと思うのです。実際災害が起きてからこれを読み始めたのでは、全然時間がないということになるからです。

そういう性格であって、この中に書いていますが、実際に災害が起きたら実行計画をつくるわけですね。ほかの自治体の実行計画を僕も見ましたが、ざっと見ると、この処理計画よりももっと簡単なんです。量を確定して、これやれ、あれやれと書いているだけです。長々しいものはつくれないのは当たり前かもしれない。要はこの処理計画は市民も読むかもしれませんが、担当者の教科書、勉強材料という性格だと思うのです。

そう考えると、あまり普段ごみを扱っていない人が読むという前提で書くと、私はもっと書いていいと思うのが、7ページです。表1-2で①から⑤まで書いてあって、いずれもそのとおりだと思うのですが、①の「計画的な処理」は、実際に言っていることは、災害時にはふだんと全然違うことが起きますよということですよ。そういうところをもっとハイライトしてほしい。②の「衛生的な処理」も、迅速にというところが大事だということを言わないといけない。③の「資源化を前提とした処理」は、実はちょっと曲者と思う人がいるはず。災害時は大変だから資源化は後でいいのではないかと思う人もいるかもしれない。だけど、後々を考えると、やはりこれですよとか、そういう5つの背景の論理があるのです。そこまで書かないと、何かうそっぽく見える。何か説得力がないという気がする。

④の「安全な処理」も、安全な処理という言葉ではなくて、二次災害なんですね。「二次災害の発生や危険物」と書いていますが、単に安全にできるではなくて、ふだんからは考えにくいことが起きますよということをもう少し前面に書いてあげないと、初めてやる人はわからないのではないかなと感じるのです。そういう意味で、必ずしも廃棄物に詳しくないかもしれない人を読者と想定して、その上で、よく書けているとは思いますが、その辺を少し補いながらお書きになったらもっといいのかなと感じます。

それから、どなたかもおっしゃっていましたが、やはり訓練が必要なんです。どこまで訓練ができるかは難しいですし、実際なかなか住民まで巻き込んだ訓練ができるとは思えないのですけれども、少なくとも庁内では、ほかの部局との場所の取り合いみたいな話も含めて訓練をやる必要があるかと思います。

○横田会長 非常に大切なご指摘だと思うのですが、事務局として何かお考えがあれば。

○菊地課長補佐 今回の災害廃棄物処理計画の位置づけとしましては、確かに橋詰委員のおっしゃるように、職員がメインになってくると考えております。藤沢市が被災することを想定して、平時の備えとか、発生したときの災害廃棄物をどうやって円滑に迅速に処理をしていくのかとか、復旧・復興にどういった事項が必要なのかを取りまとめたものになりますので、基本的にはそういった環境部の職員が、市民の皆様がなるべく早く生活の再建ができるように、こういったことをやってい

きますというところを書いたものになるかと思います。

先ほどの表1－2に書いてある基本方針も、我々からすると、そういった方針がある中で、こういった取りまとめの仕方をしているのですけれども、確におっしゃるように、市民の方からすると、特に「資源化を前提とした処理」とか、災害時に分別が必要なのかというところもあるのかなというのは理解しております。

市民の方に対しては、こちらの計画というよりも、今回新しく市民向けのハンドブックをつくる予定で考えております。そちらのほうに少しかみ砕いた形での案内とか、わかりやすいパンフレットという形で、絵とか図を入れて、なるべく災害時はどういう処理をしていくんだとか、そういうのを入れさせていただければと考えております。

また、職員がこれをきちんと実行できるような研修というお話をいただきました。毎年施設のほうの安全衛生委員会でも、マニュアルの周知とかはしております。今回こちらの計画を策定しましたら、来年度この計画をさらに細分化して、細かいところはどやっていくのかというのをつくるつもりですけれども、その後に、その計画とかマニュアルが本当に実効性があるのか、その内容できちんと行動ができるのかというのを確認するために、職員で訓練をしようと考えております。その訓練の結果、例えばこのマニュアルでは足りないとなれば、更新をしていくというような形で、できるだけ実効性があるものにしてまいりたいと考えております。今そのような流れで計画の策定をするように考えております。

○横田会長 確かに今、橋詰委員が言われましたように、実際起こると役所はこうやっていますということはいいのですけれども、それに対して住民はどうしたらいいのかという話になるわけですね。住民と役所とこの災害計画との橋渡しみたいなところですね。例えば先ほどの仮置場にしても、決められないと言っている、実際に出てきたものをどうするのか。これをどうしてくれるんだという問題がすぐ起こるはずですね。そのときに、とりあえずここへ持っていってくれというようなやり方をするんだらうと思うのですが、それをどういうふうに住民に知らせるのか。そういうことをやる分担を決めておかないと、住民は困ってしまうと思うのです。どこへ持っていったらいいんだという話になる。

先ほどの話に戻りますが、橋詰委員が言われるように、教科書的に書いてあるのは結構なんですけれども、実際に具体的なことをするのを、住民との間で橋渡しができるような訓練を日ごろからやっておかないと、やはり役所としても、そういうことはできないと思うのです。ですので、例えばある係が何人かいても、人事異動で全員変えないで、1人ぐらいは廃棄物のことをわかっている人を残すとか、そういうようなことを当然やっていると思うのですけれども、そうではなくて、もう全員がそういったことのベテランになるぐらいの状態を常に保っておかないと、いざ災害が起こったときには当然間に合わないだらうと私も思います。

○秀平委員 湘南センターの秀平です。

18 ページのあたりを拝見してしまして、スケジュールはまだこれから詰めていくというお話だったと思います。例えば県のほうですと、大雨による洪水や風水害などの災害は、地震と違ってある程度予見ができるということで、発災前に事前に連絡体制を整えておくとか、そういうような体制をとることにしています。

できれば、そういうところも取り込んでというか、入れていただきたい。例えば台風が近づいてきて、洪水が起こるかもしれないといったときに、連絡体制の構築とか、事前にできる仮置場とか、もし何か起きたらということ。浸水の場合は地震と違って、水が引けば皆さんすぐに動き出すので、仮置場はすぐつくらないと、ごみがどんどん出てきてしまうという状態になると思うのです。これも何も起こらなければ、1つの訓練と同じような感じになってくるかと思うのですが、そういう体制をとっていただくほうがよろしいかなと思いますので、一応意見として述べさせていただきたいと思います。

○菊地課長補佐 ここに記載しているものは、確かに基本的に大規模な地震が起きたときの内容にはなっているのですが、おっしゃっていただいたように、風水害のときは、事前にある程度予測ができますので、藤沢市でも雨量が1時間当たりどのくらいを超えとか、風速が超える場合については、環境部の中で体制を整えております。

それが例えば処理量が多そうだという想定をしたときには、仮置場になり得そうなところについて施設管理者と調整して、いざとなったときには使えるような形とか、委託業者と協定を結んでおりますので、委託業者と連絡をとって、実際そうなったときにはすぐ動けるような体制はとらせていただいております。ただ、計画というよりも、今はマニュアルのほうに反映させていただいている内容になりますので、どこまで計画のほうにその内容が書けるかは検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○藤原委員 藤原です。たびたびすみません。

すごく細かいことなんですけど、30 ページの表2-11「災害廃棄物関連ボランティアに必要な物資及び標準的な装備の例」で、「ボランティアに必要な物資の例（あると望ましい）」の中で、手押し車とかいろいろあるのですが、これはボランティアの方が自前で持ってきていただくと助かりますということでいいのでしょうか。それか、ボランティアの方が、例えば「手押し車はないんだけど」と言ったら、市のほうで貸し出しができるということになっているのか。

手押し車は、今、町内会の倉庫に何台あるのかということになるのですが、各町内会で少し用意しておいたほうがいいのであれば、例えばこういったものを町内会の防災倉庫の中に入れておくこともできると思うのです。例えばうちの町内会だったら、防災倉庫の中に電動のこぎりもありますし、スコップもありますが、手押し車はないのです。そういったものを用意したほうがいい

のであれば、それは町内会で考えてみようかなと思います。

あと、ごみ袋ですが、これはピンクのごみ袋も含んでいるのでしょうか。先ほどあったように、分別をしなくてはならない。分別はいつするかというと、やはり最初にごみを分別して、いつとき仮置場なり仮置場に持っていったほうが良いと思います。そうすると、ぐちゃぐちゃになった中から、住民の方がピンクのごみ袋を探したり、または、し尿とか、そういったようなものに関しては、半透明の袋に入れて、おむつの場合は「おむつ」とマジックで書くのですが、この場合は「し尿」と書くのでしょうか。もし「し尿」と書くのであれば、例えばボランティアとして入られる方が、ピンクのごみ袋とし尿の専用袋みたいなものを持っていたほうがいいのか。それとも、あらかじめ住民の方に、ピンクのごみ袋を多めに、し尿用の袋を防災グッズの中に入れておいてくださいという指導をしていくような形をとったほうがいいのか。

すごく細かいのですけれども、この細かいところがすごく大事だと私は思っています。動くのは市民で、困るのは市だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○菊地課長補佐　まず、表2-11の下側の「災害廃棄物関連ボランティアの標準的な装備の例」につきましては、基本的にはボランティアをしていただく方がご自身でご準備してきていただければと考えております。

上側の「必要な物資の例」も、あればありがたいというところはありますけれども、おっしゃっていただいたように、手押し車とか、そういったものをご準備していただくのは難しいところもあるので、そういった場合は、31ページに「本市のボランティア受入れ体制」というのがあります。資機材の要望とか、ニーズの把握をさせていただいて、災害の本部と調整をさせていただくという形になります。

ピンクのごみ袋については、災害廃棄物であれば、ピンクのごみ袋を使っていただくことは基本的にはないかと考えております。ただ、通常の生活が始まれば、ピンクのごみ袋を使っていただくという形になると思うのですけれども、それがいつからかというのは、申しわけないのですけれども、今は申し上げられません。今いただいたご意見もありますので、いつまでということまでは出せないかもしれないのですけれども、基本的には災害廃棄物となりましたら市がやることになりますので、ピンクのごみ袋を使っていただくことは、今は考えていないです。

○川越委員　川越と申します。

8ページの「処理期間」のところです。新旧対照表で言うと、4番目のところですが、この中に「発災後に適切な処理期間を設定します」という文言があります。前回のものだと、3年というのがあったのですが、適切な処理期間を設定するに当たり根拠となるような資料はお持ちでしょうか。

それと、その後また同じように、「処理期間は、被害状況を考慮し、適切な期間を定め、」とありますが、そういったもとになるような資料はお持ちでしょうか。

○菊地課長補佐 前は確かに3年をめどにと書かせていただいたのですが、ここです、まず、「できるだけ早く」と書かせていただいたのは、先ほど頭出しさせていただいた災害廃棄物の発生量が3章以降に出てきます。発生量がわからないと、どのように処理をして、どのぐらいの能力で足りるのかという計算ができないので、まずは発生量を出させていただき、そこから市の施設が持っている能力等を考えていきます。例えば今回ですと、発生量の推計が現行計画の6割程度になります。現行計画では、3年程度と書かせていただいておりますけれども、今回の発生量ですと、例えば2年で処理が完了できるのではないかと、そういったところで考えていく内容になりますので、後ろの章のところで、発生量の推計に基づいてどのぐらいで処理を目指すというような形で記載をさせていただくことになるかと思います。

○川越委員 わかりました。そうしましたら、この部分にでも、今おっしゃられたような言葉を入れていただくと、ここを読んだときに、後ろからの推計で戻ってくるんだというのがわかるのではないかと思います。

○横田会長 ほかにございましょうか。

ないようでしたら、議題はこれで終了したいと思います。

(3) その他

○横田会長 次に、「その他」に移ります。

委員の皆さんから何かございますでしょうか。――では、事務局から何かありますか。

ないようでしたら、「その他」はこれで終了します。

以上をもちまして本日の議題は終了させていただきます。事務局に議事をお返ししたいと思います。

○戸塚参事 横田会長、ありがとうございました。

本日の議題につきましては全て終了となります。

最後に、事務局から2点ほど事務連絡がございます。

まず、1点目ですが、第1回目の審議会資料とあわせて、皆様に報酬関係の書類を郵送させていただいておりますので、前回ご提出なされなかった方につきましては、本日ご提出をお願いいたします。

また、2点目ですが、先日お送りした資料とあわせまして、8月に行う予定の処理施設の見学会のご案内をしております。本日出欠のお返事をお持ちいただいていると思いますので、事務局にご提出をお願いできればと思います。また、本日お持ちでない方におかれましては、その旨もお声がけいただければと思います。

以上、2点でございます。

それでは、以上をもちまして第2回廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。

次回、第3回の審議会につきましては、9月4日（木）午後の開催を予定しておりますので、ご予定いただきますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時09分 閉会